

## SNSの広告からキャッシング契約をしたが、闇金だった！！

## 事例

SNS広告で気軽にキャッシング（金銭の借入）出来るとあり申し込んだ。マイナンバーと個人情報を入力し、実家と職場の電話番号を伝えた。ビデオ通話しながらネットの銀行口座開設の指示を受けた。その後、事業者の携帯番号を検索すると闇金と出た。翌日事業者から電話があり、「借りることを止める」と伝えると「15万円の違約金を払え」と脅迫された。払えないと伝え電話を切った。実家と職場に確認すると闇金業者から電話がかかってきたが、すぐ電話を切ったと言ってくれた。怖くなった、今後の対処法を知りたい。（20代）



完済させない  
押し貸しをする

## アドバイス

- 多重債務者・自己破産者などをターゲットにしています。闇金業者の審査は甘く、「他店を断られた方OK」などの広告情報から闇金業者が見抜きましょう。
- 正規の消費者金融と勘違いして申し込みしてしまう方がいます。もし、契約後に闇金業者だったと分かった時は、すぐに警察署に相談しましょう。
- 身内や職場の情報を伝えた場合は、当事者（身内・職場）に闇金に情報を伝えたことを知らせ、決して闇金業者の指示に従わないようにしましょう。
- お金を払えと恫喝された時は「録音アプリ」を使い証拠をとって、すぐに名寄警察署（01654-2-0110）に相談しましょう。
- マイナンバーや免許証などの個人情報を使い、闇金業者が勝手に銀行口座を開設したり、スマホを購入したりなど2次被害に遭うことも考えられます。
- 困ったときは早めに、名寄市消費生活センターに相談してください。

## ●問い合わせ先

名寄市消費生活センター

☎ (01654) 2-3575

駅前交流プラザ「よろーな」2階

◆相談時間 9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日・年末年始

